Ⅳ　償却資産の評価と課税について

1　償却資産の評価

資産１個（または１組）ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。国税の減価償却計算とは異なる部分がありますので、ご注意ください。

ア　前年中に取得したもの（令和６年１月２日から令和７年１月１日まで）
取得価額 ×（１－ 耐用年数に応ずる減価率 × １／２）＝ 評価額

イ　前年前に取得したもの（令和６年１月１日以前）
前年度の評価額 ×（１－ 耐用年数に応ずる減価率）＝ 評価額
以降、毎年この方法により計算し、取得価額の５％まで減価します。

（例）ベッド１個あたりの評価額

取得価額　　１,０００,０００円
取得時期　　令和６年４月
耐用年数　　８年　→　減価率＝０．２５０（下記の減価残存率表参照）

・今 年 度 ＝1,０００,０００円 ×（１－0.２５０×１／２）＝８７５,０００円
・翌 年 度 ＝　８７５,０００円 ×（１－0.２５０）＝６５６,２５０円
・翌々年度 ＝　６５６,２５０円 ×（１－0.２５０）＝４９２,１８７円

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度５０,０００円（取得価額の５％）からは減価しません。

※　固定資産税（償却資産）における減価率については、次表のとおりです。

＜耐用年数に応ずる減価率（固定資産評価基準別表第15）および減価残存率表（抜粋）＞

耐用年数	減価率（ｒ）	減価残存率 前年中取得分（1－ｒ/2）	減価残存率 前年前取得分（1－ｒ）	耐用年数	減価率（ｒ）	減価残存率 前年中取得分（1－ｒ/2）	減価残存率 前年前取得分（1－ｒ）	耐用年数	減価率（ｒ）	減価残存率 前年中取得分（1－ｒ/2）	減価残存率 前年前取得分（1－ｒ）
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912	65	0.035	0.982	0.965

2　課税標準額および税額

資産が所在する区ごとに、前記１により計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の算式により固定資産税額（100 円未満切捨て）を計算します。

固定資産税額＝課税標準額×税率（1.4％）

3　免税点

課税標準額が同一区内で 150 万円（免税点）未満である場合は、固定資産税は課税されません。免税点未満の場合は、納税通知書は送付いたしません。